

毎週火、金（日発行）（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区の役員退任及び就任の届出
土地の公用廃止
被爆者一般疾病医療機関の指定
指定医療機関の辞退
家畜人工授精師の免許
家畜人工授精所開設の許可
保険医療機関等の指定
基準看護施設等の変更
- ◇公告 昭和三十七年度鳥取県職員採用試験の合格者
昭和三十七年農業改良普及員資格試験等の実施
- ◇正誤 昭和三十七年九月十四日付け鳥取県規則第四十五号中訂正
昭和三十七年九月十四日付け鳥取県規則第七十五号中訂正

告示

鳥取県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、足山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名氏及び住所

理事 坪内 薫 鳥取市足山

片岡 気録

前田 貞一

田中 良穂

池本元市郎

森 一

森田 貞夫

宮本 正

西口 鉄治

西口 幸男

就任した役員の名及び住所

出辺長次郎	〃
村田 益吉	〃
村田 栄治	〃
松田 信治	〃
片山勘三郎	〃

理事	坪内 薫	鳥取市足山二〇二
〃	片岡 気録	二〇八
〃	前田 貞一	二〇五
〃	田中 良穂	二〇四
〃	池本元市郎	一三二
〃	森 一	一九八
〃	森田 貞夫	二〇〇
〃	宮本 正	一八〇
〃	西口 鉄治	一六九ノ三
〃	西口 幸男	一三六
〃	田辺長次郎	一七九
〃	村田 道雄	一九九

村田 栄治	〃	二〇一
松田 信治	〃	一七七
片山勘三郎	〃	一七八

昭和三十七年六月一日臨時総会に於いて、総選挙の結果当選し六月八日就任 任期二年

鳥取県告示第五百二十九号
次の土地は、昭和三十七年九月二十一日から公用を廃止した。

昭和三十七年九月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	地	目	面	積
八頭郡智頭町大字智頭字中三	用水路敷	五坪三合八勺			
味六四〇ノ一番地先					

鳥取県告示第五百三十号
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、

被爆者一般疾病医療機関として、昭和三十七年九月一日次の病院を指定した。

昭和三十七年九月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所	在	地	指定に係る診療科名
瀬川医院		八頭郡船岡町大字船岡五八七			内科

鳥取県告示第五百三十一号
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第十六条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所	在	地
昭和三十七年三月三十一日	船岡町国民健康保険、八頭郡船岡町大字船岡診療所			

鳥取県告示第五百三十二号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十七年九月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

免許番号	家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類	住	所	氏名
五九一	牛	八頭郡船岡町大字下野九〇四		林 暉芳
五九二	全家畜	東伯郡三朝町大字三朝三一四ノ一		松原 繁
五九三	牛	鳥取市南隈五八		松本隆典

鳥取県告示第五百三十三号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師開設の許可を与えた。

昭和三十七年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精所開設許可

許可番号 一五五
 精所の名称 安部和牛人工授精所
 住所 西伯郡西伯町大字 安部 貞紀
 落合三二六ノ一

鳥取県告示第五百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
 三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保
 険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指
 定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭
 和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示す
 る。

昭和三十七年九月二十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
天野 医院	東伯郡大栄町大字由良	内科、小児科、産婦人科	天野 守 昭三七	八、一	乙の二
伊王野医院	泊村大字園	内科、眼科、小児科	伊王野志津枝	八、一	〃
東浜診療所	岩美郡岩美町大字陸上	内科	井本 徳治	八、一	〃
森齒科医院	鳥取市元鑄物師町	歯科	森 亮輔	八、一	〃

鳥取県告示第五百三十五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準
 看護及び基準給食施設の変更を次のとおり承認した。

昭和三十七年九月二十一日

公 告

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称 倉吉市明治町 信生病院
 基準看護 一般二病棟 昭和三十七年 八月一日 第三十三号
 承認年月日 第三十三号
 基準給食 一般二病棟 昭和三十七年 八月一日 第三十三号
 承認年月日 第三十三号
 変更承認年月日 昭和三十七年 八月一日

昭和三十七年九月十五日委員会で決定した昭和三十七
 年度鳥取県職員採用試験の合格者を次のとおり公告する。
 昭和三十七年九月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

上級試験

行政職	受験番号	氏名	受験番号	氏名
一四	小川 弘爾	四三	北村 実	
二	妹尾 親彦	二六	秋田 洋	
七〇	尾崎 徳顕	四九	伊藤 晃	
三二	中山 昇司	六七	岩下 礼三	

農業職

受験番号	氏名	受験番号	氏名
五二	日比 宏紀	八	渡辺 昭延
一六	岸本 晟	二八	小林 勉
二五	小林 祥暁	三〇	山根 俊美

(以上一四人)

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一二	長谷川 勇	二四	山根 弘康
六	井上浩一郎	三三	毎野 治夫
二五	花田 進	一五	油本 武義
一一	井嶋 竜男	五	山本 嘉嗣
一八	佐々木英紀	二一	広田隆一郎
二八	多田 理一	二三	井上 明男

(以上二二人)

林業職

受験番号	氏名	受験番号	氏名
三	安養寺紀幸	四	飯田 昭治
一八	出野 志郎	一二	高橋 厚
一三	平木 教	一九	松尾 正春
二	森本 英一		

(以上七人)

畜産職

受験番号	氏名
三	瀬恒 浩

(以上二人)

中級試験

生活改良普及員職

受験番号	氏名	受験番号	氏名
四	野口 素子	一一	江原 昭恵
一五	引田美千代	七	小谷八重子
五	猪口美也子		

(以上五人)

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例 (昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号) 第二条の規定に基づき、昭和三十七年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のように行なう。

昭和三十七年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験資格
試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

- 一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による大学、都道府県立農業講習所、農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程 (昭和三十四年農林省告示第四百十六号) 第二条に規定する研修機関、財団法人鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最学部において農業 (生活改良普及員資格試験にあつては、家政。以下同じ。) に関する正規の課程を修めて卒業した者及び当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して六月以内に卒業見込の者、旧大学令 (大正七年勅令

第三百八十八号) により大学、旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) による専門学校若しくは旧財団法人農民教育協会高等農事講習所において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定規程 (昭和十八年文部省令第四十六号) により農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定ニ関スル規程 (大正十一年文部省令第四号) 若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程 (明治四十一年文部省令第三十二号) により農業に関する学科目の検定に合格した者

二 学校教育法による高等学校、旧中等学校令 (昭和十八年勅令第三十六号) による中等学校、旧実業学校令 (明治三十二年勅令第二十九号) による実業学校、旧高等女学校令 (明治三十二年勅令第三十一号) による高等女学校、旧中学校令 (明治三十二年勅令第二十八号) による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を卒業した者又は大学入学資格検定規程 (昭和二十六年文部省令第十三号)、旧専門学校入学者検定規程 (大

正十三年文部省令第二十二号) 若しくは旧実業学校卒業程度検定規程 (大正十四年文部省令第三十号) による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体、その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は教育機関における農業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導奨励又は実務

三 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関 (第一号に規定するものを除く。) において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はその通

算期間との合計が三年以上に達するもの

2 前項第一号の規定の適用については、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は試験実施期日から起算して六月以内に卒業見込みの者で、次の表の上欄に掲げる各号の専門科目につき、それぞれ同表下欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したものは当該単位を修得する見込みのあるものは同号の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込みのある者とみなす。

専 門 科 目	単 位 数
一 家政学原論	二
二 被服学、衣料学	四
三 食品学、栄養学	六
四 住居学	四
五 家庭管理学、家庭経済学、家族関係	四
六 育児学、家庭看護学、衛生学	二
七 調理実習、食品加工	六
八 被服実習	四

備考 上欄の各号は専門科目群とし、一専門科目群のうちから専門科目一又は二以上にわたつて下欄の単位数以上の単位を修得するものとする

四 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

五 外国にある学校（四の学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に依りて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

六 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす。

試験実施方法

一 受験出願書類受付期限 昭和三十七年十月三十日（三十日消印のもの有効）

二 受験出願書類提出先 鳥取市東町二丁目 鳥取県農林部農政企画課

三 試験期日 昭和三十七年十一月二十七日から三十日まで（毎日九時から十六時三十分まで）

四 試験場所 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

五 試験項目

試験は、筆記試験、実地試験及び口述試験に分けて行なう。

筆記試験は、次の表の上欄に掲げる区分にしたがい、同表中欄に掲げる全項目及び同表下欄に掲げる項目のうちから受験者が指定する四項目（生活改良普及員資格試験にあつては二項目）について行なう。

農業改良普及員資格試験	農業一級 農業経営 農業方法
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一	作 園 芸 畜 産 土 産 畜 産 病 害 防 御 飼 料 製 造 農 機 具 農 業 加 工 農 業 土 木

六 実地試験は、農民に対し農業（生活改良普及員資格試験にあつては、農民生活）の改善に関する教示及び実地展示を行なうために必要な科学的技術及び知識について行なう。

七 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行なう。

八 出願書類

生活改良普及員資格試験	被服 住居 食物 家庭管理 教育方法
一 二 三 四 五	育 児 家 庭 看 護 家 庭 物 理 化 学 家 庭 衛 生 家 族 関 係 農 業 一 般

1 受験願書（別記第一号様式）

2 履 歴 書（別記第二号様式）

3 写 真（最近六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

4 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書（生活改良普及員資格試験を受験す

るもので、家政を正規の課程としない大学「短期大
学を除く。」の卒業、「見込」者は、前記受験資格
2項に従い専門科目の修得単位「又は取得見込単位」
数を証明する学校長の証明書を添付すること。)

5 受験資格二のイ又はロの職務に従事した期間につ
き、受験有資格者であることを証明する書類(別記
第三号様式)

6 身体検査書(県立保健所又は官公立病院のものに
限る。)

九 受験手数料
受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。既
納の手数は還付しない。

別記第一号様式(日本標準規格B5)

収入証紙
貼付欄

受 験 願 書
本 籍
現住所

氏 (ふりがな)
年 月 日生 名

選択項目 一 二 三 四
農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係
書類を添えて出願します。

年 月 日 右
氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿
別記第二号様式
履 歴 書
氏 名
(ふりがな)
年 月 日生

本籍
現住所

学 歴
職 歴
賞 罰

右のとおり相違ありません

年 月 日 右
氏 名 職 名
年 月 日生
氏 名 職 名
年 月 日生

別記第三号様式
受験資格証明書

- 一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所
 - 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 右相違ないことを証明する
- 年 月 日
所属長職名
氏 名

正 誤

昭和三十七年九月十四日付け鳥取県規則第四十五号中
次の箇所について誤りがあつたので訂正する。
頁 段 行 誤 正

19 下 8 条例第九条第一項の規程 条例第九条第一項の 規定

昭和三十七年九月十四日付け鳥取県規則第七十五号中
次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正
1 上 11 規則(案) 規則